

家庭ごみの有料化

1 家庭ごみの有料化について

(1) 有料化とは

- 各自治体がごみ処理手数料を住民から徴収する制度。
- 有料化を実施している自治体で最も多く用いられている手法は、「指定収集袋（ごみ処理の手数料が上乗せされた袋）」を住民が購入し、その袋を用いてごみを出してもらうというもの。他に一般市販袋に有料シールを貼って出してもらう手法もある。
- 手数料を上乗せせずに販売される一定規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼する場合については、有料化に該当しない。

(2) 有料化の目的と効果

① ごみの排出抑制や再生利用（資源化）の推進

- ごみ処理手数料の有料化により、ごみを排出する費用負担を軽減しようとする意識、また、資源の手数料を無料、もしくは低額とすることにより、分別の徹底が推進される。

② ごみ処理経費負担公平性の確保

- 税金によりごみ処理を行っている現状では、ごみ減量・分別を徹底している人も、ごみの分別に無関心でごみを大量に排出する人も、同等の負担で処理している。さらに、住民登録がなく、納税をしていない人のごみも無料で処理している。こうした現状を打破するため、排出量に応じて負担をすることで公平性を図る。

③ 住民の意識改革

- 税金によりごみを処理している現状では、ごみ排出量に関係なく費用を負担しているため、排出抑制の経済的意識が弱い。しかし、有料化により、排出量に応じた費用負担が発生し、また、行政が住民に対してごみ処理経費に関する周知を図ることにより、住民がごみ処理費用を意識し、排出抑制の意識改革につながることを期待される。その結果、簡易包装製品や詰換製品といった、ごみの発生の少ない商品の選択、不要・不用品購入の抑制、再使用・再利用の促進などが期待される。

④ ごみ処理経費・環境負荷の軽減

- ごみ処理手数料を徴収することにより、ごみ処理経費の軽減が図られる。
- ごみの減量により、収集・運搬、中間処理、最終処分時における環境負荷の軽減（収集・運搬、焼却処理時におけるCO₂の排出抑制など）が期待される

⑤ 施策の拡充

- 有料化による歳入を活用して、ごみの減量・資源化などの施策、環境施策などのより一層の行政サービスを拡充する。

⑥ 循環型社会への転換

- 有料化することにより、消費者はもちろん、生産者も合わせた全ての人が、従来のライフスタイルを見直し、ごみをつくらない、買わない、なるべくごみを出さないようにする、繰り返し使う、資源の分別の徹底、いわゆる3Rのより一層の実践をする契機とし、大量生産、大量消費、大量廃棄の20世紀型社会から循環型社会への転換を目指す。

(3) 有料化の仕組み

① 手数料の支払い方法

- 手数料が上乘せされた指定収集袋を購入し、その袋で出す。
- 有料シールを市販のごみ袋に貼り付けて出す。

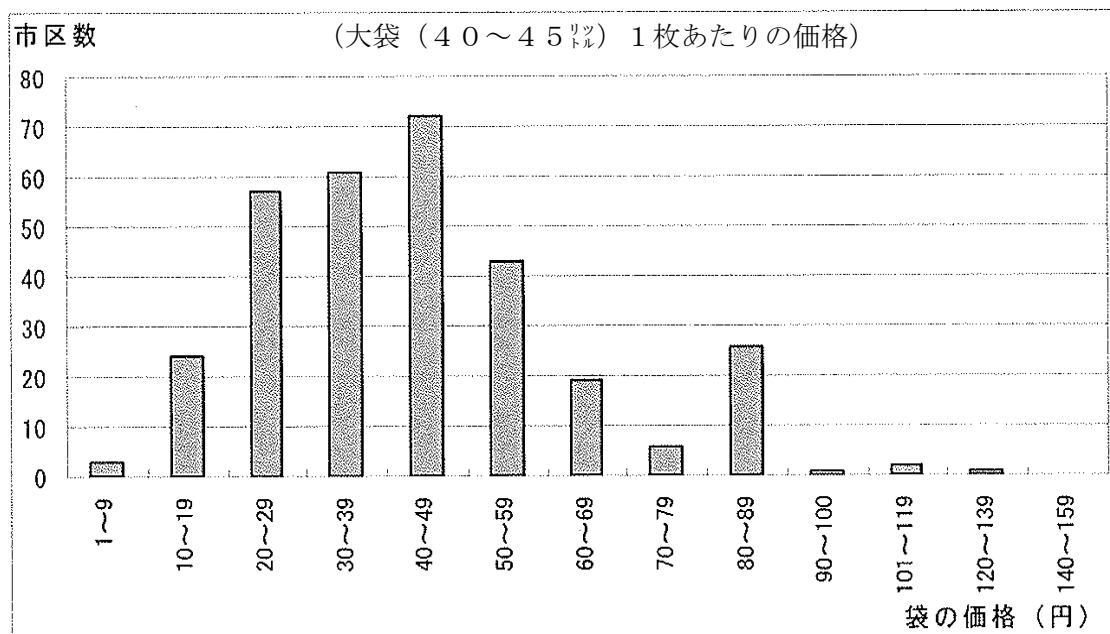
※ 有料化を実施している多くの自治体では指定収集袋制度で行っている。

② 手数料の料金体系

- 手数料設定が低い場合には、排出抑制につながりにくいとされている。
- 料金体系にはいくつかの方法が考えられる（次ページ表－1 参照）
- 有料化実施自治体における普及動向、各々の料金体系の特徴を踏まえると「①排出量単純比例型」を中心として検討することが考えられる。

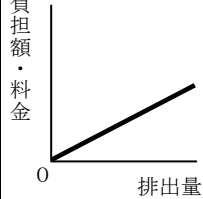
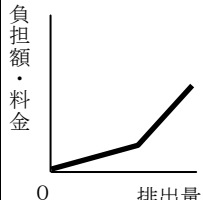
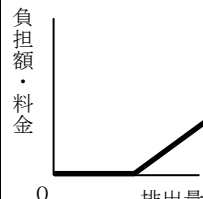
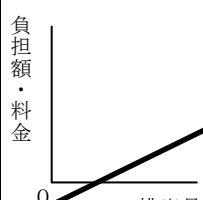
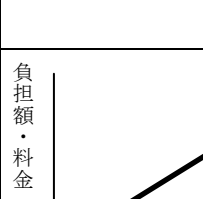
③ 料金水準

排出量単純比例型における手数料の料金水準に関する分布（平成18年10月現在）



- ・ 大袋1枚20、30、40円台の自治体が50件以上となっている。40円台をピークに手数料が高くなるほど自治体数は減少しているが、80円台は50円台に次いで多い。近年60円台以上になっている自治体が増えてきている。

表－１

	料金体系図	料金体系の仕組み	利点	欠点
① 排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の積となる。（均一従量制）	制度が単純でわかりやすい 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。	料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
② 排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。（累進従量制）	排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。	排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
③ 一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。	費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
④ 負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式）。	一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。	排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
⑤ 定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。	費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

④ 手数料の減額・免除

- 生活保護等需給世帯・老齢福祉年金受給世帯などや子育て世帯、地域活動等のボランティアで清掃する場合などに手数料を減額・免除したり、専用袋を無料配付している自治体が多い。
- 減額・免除対象世帯には、年間に一定枚数を配付し、配付枚数以上必要になった場合には、指定収集袋、又は有料シールを買ってもらい、対象世帯に対してもごみ減量に取り組んでもらうという方法を取っている自治体もある。

⑤ 袋の種類

- 可燃ごみ用、不燃ごみ用、廃プラ用、資源物用、紙おむつ用、ボランティア用などがあり、自治体によって様々である。
- ごみ量に応じて選べるようになっており、各自治体で大体3～4種類ほど定めている。

例 A市では5、10、20、40 $\frac{\text{リットル}}{\text{枚}}$ の4種類 B市では15、30、45 $\frac{\text{リットル}}{\text{枚}}$ の3種類

C市では5、15、30、45 $\frac{\text{リットル}}{\text{枚}}$ の4種類 D市では10、25、40 $\frac{\text{リットル}}{\text{枚}}$ の3種類 など

(4) 有料化の導入方法（準備段階）

① 地域住民との意見交換

- 有料化の実施等について検討する際、早い段階から住民の意見を反映させる機会を設けることで、有料化の導入及び制度に対する住民の理解や協力を得やすくなることが期待される。

② 庁内関係部課との打ち合わせ

- 有料化を行う際、得られる手数料収入の用途等について財政課等との調整を行う他、有料化の仕組みが、分別区分・排出方法等の変更、低所得者層の優遇措置などに及ぶ場合、廃棄物担当以外の関係部課との調整・説明が必要となる。

③ 周辺自治体との協議

- 有料化の実施時には、有料化を行っていない、又は手数料の低い周辺自治体への不適正排出の発生や、周辺地域における不法投棄の増加の可能性が懸念される。
- 有料化の検討段階において、周辺自治体との料金体系や手数料の設定についての打ち合わせなど、協議を行うことが望ましい。
- 問題が表面化した場合の対応方針（例、燃やすごみなどの不法投棄ごみの回収については、有料化を実施している自治体の責任により収集するなど）について協議を行うことも推奨される。

(5) 有料化の導入方法（実施段階）

① 住民説明会

- 有料化に対する住民の理解や協力を得るには、住民に対する説明会を開催し、有料化の目的や仕組みなどについて、分かりやすく説明を行うことが必要である。
- 有料化の目的や仕組みの説明とともに、簡易包装商品やばら売り商品の購入、不法投棄対策など有料化の導入によって懸念される課題への対応方法などについての説明も必要である。

② 広報誌等によるPR

- 住民説明会の実施には開催回数や参加人数などに限りがあり、参加を希望しない住民もいるため、説明会だけで有料化を周知することは困難である。そのため、広報誌やホームページなどを積極的に活用し、有料化の目的・内容などを多くの住民に周知することが必要である。また、分別方法や排出方法・分別種類毎の収集カレンダーなどで、住民がどのような対応をする必要があるのかを明確に示すことが効果的である。
- さらに、有料化による効果を維持させるためには、有料化の導入時だけでなく、有料化導入後も排出抑制や再生利用の状況など、有料化による効果等に関する情報を提供することで、継続的に意識啓発を促すことが必要である。

(6) 有料化の課題

①不適正排出

- 指定収集袋以外での排出など手数料が払われずにごみが排出される。また、分別区分により手数料の料金水準が異なる場合は、料金水準の低い分別区分のごみに、他の区分のごみが混入して排出されることも考えられる。
- 有料化の導入と同時に分別区分の見直しを行った場合には、情報不足などにより分別区分に従わない排出が増加することも想定される。
- 有料化を行っていない、又は手数料の低い周辺自治体への不適正排出の可能性が懸念される。

対応策

対策		効果
ごみ袋やシールへの対策	分別区分別に色分けされたごみ袋やシールの使用	一目でどの区分のものか分かるよう、色分けした袋とする
	半透明袋の使用	ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他の区分のごみの混入が確認できる
	記名式ごみ袋やシールの導入	ごみ袋やシールを記名式にして、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る
収集方法に関する施策	指導員の設置	ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行う
	戸別収集の実施	各家庭の前にごみを排出することで、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る
広報	各家庭に配布する冊子や区報等を活用した制度の周知	各家庭へ配布する冊子や区報等を活用して、有料化やごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。周知を継続的に行うことで、効果を高めることが期待できる

②不法投棄

- ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、ごみが空き地や道端へ不法投棄されることも、一般廃棄物処理の有料化に伴う懸念事項の一つとして挙げられる。

対応策

- ・ ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起こりやすいため、不法投棄されたご

みに、不法投棄は犯罪である旨を表示し周知することにより、新たな不法投棄を抑制する心理的な効果があると考えられる。

- ・ 不法投棄されやすい場所を適切に管理したり、物理的にその場所に近づきにくくする。不法投棄されにくくする管理の方法としては、看板や人感ライト・スピーカーの設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置などが挙げられる。
- ・ 不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、されにくくする。住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがある。
- ・ 不法投棄の投棄者を特定、又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行うことも、不法投棄の防止に有効であると考えられる。なお、廃棄物処理法では、廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄をした者）は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されている。
- ・ 不法投棄が頻発する場所の張り込みや監視カメラの設置、パトロール、住民からの不法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行うことも、不法投棄の防止に効果があると考えられる。

③ごみ減量の継続

- 有料化実施後はごみ減量効果が得られるが、慣れてきてしまうとリバウンドでごみの量が増えてしまうおそれがある。

対応策

- ・ 継続的な普及啓発や情報提供等による、意識改革を通じてのごみ減量効果の定着化、指定収集袋の無料配付枚数の変更などが有益である。

2 有料化実施自治体行政視察（平成22年2月3日視察）

（1）日野市（平成12年10月有料化実施）

- 年々ごみ量は減っていったがH15年度に一度リバウンドした。その後は年々減少傾向にある。
- 家庭ごみ有料化前は1000g／1人1日のごみ量を越えていた。平成20年度は766g／1人1日となっている（可燃・不燃・粗大・持込・有害ごみ、資源物の計）。
- 市民への周知には、不燃ごみ・リサイクル率が多摩地区ワースト1であることを前面に出した。
- 1年半かけて、市民説明会を600回以上行った。市長もその内100回以上は街頭に立つなど、説明を行った。

（2）三鷹市（平成21年10月有料化実施）

- パブリックコメントを実施したところ、合計で295件の意見を得た。
- 試行段階において、ごみ袋セット（4種類）を市内全世帯に配布した。
- 生活保護受給世帯などを対象とした減免（無料配布）の受付に際しては、電話線を増設するも、朝から夕方5時すぎまで、問い合わせによる電話がフルに鳴っていた。同様の状況において、問い合わせが多すぎてパンクした自治体もあると聞いているとのこと。

3 過去の荒川区清掃審議会での検討等

(1) 答申

① 平成13年4月荒川区清掃審議会答申

他自治体での事例を参考にしながら、有料化による減量効果、負担の公平性、有料化の方式及び効果的な料金設定の手法、減量を図るためのリサイクルルートの構築など、家庭ごみの有料化について調査、検討していく。

② 平成16年3月荒川区清掃審議会答申

ごみの減量を達成するため、全国の市町村では、さまざまな努力が図られており、家庭ごみの有料化は有効な減量施策の一つとして位置付けられている。

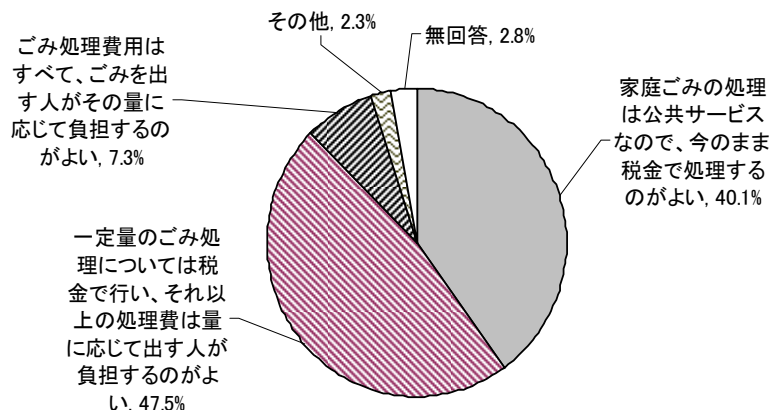
本審議会では、そういった視点から他市町村のごみ減量に向けた有料化の実例や実施手法について調査検討をおこない、施策提言を示したところであり、区においては、家庭ごみの有料化の実施についての検討を積極的にすべきである。

③ 平成19年3月荒川区清掃審議会答申

ごみ減量化の手段の一つである家庭ごみの有料化は、実施した自治体において、ごみの減量化に一定の効果をあげています。家庭ごみの有料化は、ごみの減量化に対する区民の意識改革にもつながるものと考えられます。荒川区においても、ごみ処理経費などの情報を提供し、区民との合意形成を図りながら導入について検討を進めていくことが必要です。なお、実施にあたっては、可能な限りの発生抑制、再使用、再生利用を徹底して行うことが求められます。

(2) 荒川区一般廃棄物処理基本計画（平成19年10月）記載家庭系ごみ有料化部分

家庭ごみの有料化は、実施した自治体において、ごみの減量化に一定の効果をあげており、ごみの減量化に対する区民の意識改革にもつながるものと考えられます。荒川区においても、ごみ処理経費などの情報を提供し、区民との合意形成を図りながら導入について検討を進めていきます。なお、実施に当たっては、可能な限りの発生抑制、再使用、再生利用を徹底して行います。



出典：荒川区ごみ排出原単位等実態調査（平成19年1月）

4 清掃事業に関する特別区長会検討資料より、家庭ごみ有料化の検討資料（抜粋）

（１）特別区としての問題・課題・検討など

① 有料化実施の方向性

- 統一的に扱っている事項・制度などにより、各区単独で実施した場合でも他区へ影響を与え、また、２３区の連携により実施することで、相乗効果・仕組みの効率化及び円滑な住民との合意形成が期待できることから、東京都市長会（多摩）のように（※）、特別区として、有料化について申し合わせを行う等、一定の連携をしていくことが望ましいと考えられる。
- 具体的実施方法や時期が各区の事情（政策判断、区民の意識、議会の動向、財政状況等）により異なってくる可能性を踏まえ、特別区として、最も効果的な方法を検討する必要がある。
- ※ 「多摩地区におけるごみゼロ社会を目指して一家庭ごみの有料化について」という政策提言を行っている。ごみゼロ社会を目指して取り組む施策の一つとして、全市において家庭ごみの有料化を進めることを東京都市長会で掲げている。

② 住民との合意形成

- 地域特性として昼間の不在率が高く、住民の転出入も多くコミュニティ意識も希薄になりがちである。そのため、機会を捉え、各区の状況を踏まえたごみ問題の現状（ごみ量、コスト等）と、有料化の意義の説明が必要であるが、多くの住民が関心を持つための方法が課題となる。
- 住民には区民としての一体感、共通の最終処分場を使用しているなどの意識から、実施の有無・実施時期が各区で異なる場合、住民との合意形成が一層難しくなると考えられる。その場合、区ごとの事情の違いを明確にし、よりきめ細やかな説明を行うことが求められる。

③ 有料化の手法（料金体系）

- 特別区は特に世帯数、転出入、住民登録をしていない住民が多いため、複雑な方法での実施は区の負担が大きい。いずれの料金体系でも長期的に安定・継続するため、有料化によるごみ減量効果や手数料収入、それに伴う事務量、事務費用の増を慎重に比較検討する必要がある。

④ 不法投棄

- 各区ごとに実施の有無、時期が異なる場合、区間の越境排出への対策も大きな課題となる。

（２）まとめ

- 家庭ごみ有料化はごみ減量施策として有効な経済的手法であり、多くの自治体で実施または検討されている。
- 一方で、家庭ごみ有料化は、住民に直接的な負担を強いる施策であり、実施にあたっては住民の理解と協力が何よりも必要である。
- 住民の転出入が多く、地域コミュニティも希薄になりがちなこともあり、実施から運営までの各段階において解決すべき課題が山積している。
- したがって、家庭ごみ有料化は、まず各区において、ごみ減量・経費削減のための施策を比較・検討し、住民に対しごみ問題の現状に対する理解を求めることが重要となる。その上で必要に応じて特別区での検討・調整を行う余地があるものの、基本的には、各区がそれぞれの課題に取り組み、効果的な有料化の施策の実現を目指すことが必要である。

5 荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書（２２年度） 関連箇所抜粋

（１）家庭から出るごみ処理費用の負担について【Ｐ６８ 図表３－１９】

項目	件数	割合(%)
家庭ごみの処理は公共サービスなので、今のまま税金で処理するのが良い。	92	43.4
一定量のごみ処理については税金で行い、それ以上の処理費用は量に応じ出す人が負担するのが良い。	86	40.6
ごみ処理費用はすべて、ごみを出す人がその量に応じて負担するのがよい。	17	8.0
無回答	14	6.6
その他	3	1.4

その他の意見

- ・ 有料化する前に、ごみを減らす、リサイクルの強化をしてほしいです。特に事業者の部分が大きいと思います。

（２）家庭ごみの有料化について（複数回答）【Ｐ６９ 図表３－２０】

項目	件数	割合(%)
有料化されると、不法投棄が増加する可能性がある。	146	26.5
有料化されると、ごみを出すまいとする意識が働き、資源物の分別が徹底され、リサイクルが推進される。	55	10.0
有料化されると、過剰包装を断るなど、ごみの発生抑制につながる。	53	9.6
ごみ処理は税金でまかなわれるべきで、有料化すべきではない。	49	8.9
有料化されると、ごみ減量・リサイクルの動機付けになる。	43	7.8
生産者責任の拡大や小売店への指導を先に行うべきである。	43	7.8
ごみ処理経費についての、意識が高まる。	40	7.3
有料化されると、ごみ減量に努力する人と努力しない人で負担の差が設けられ、公平性が図られる。	34	6.2
有料化後の数年間はごみ減量・リサイクルに効果が出ると思われるが、その後はその状態になって再びごみが増え、区民の負担だけが残る。	29	5.3
分別収集がすでに定着し、ごみ減量・リサイクルの余地は少なく、これ以上区民に負担を課すべきではない。	27	4.9
無回答	12	2.2
ごみ処理の経費について、区民も応分の負担をするべきである。	9	1.6
その他	5	0.9
わからない	5	0.9

その他の意見

- ・ 今年他から移ってきて、今まで一般ごみと資源ごみしかなかったもので、細かいと思いました。これは施設の問題であると思いますが、税金を払っているのにさらに＋αを求めるのは違うと思います。

(3) 家庭ごみの有料化を検討する場合、どのような点に配慮すべきか（複数回答）

【P70 図表3-21】

項目	件数	割合(%)
十分な不法投棄を講じる。	97	18.1
ごみにならない製品作り、簡易包装や量り売りなどをするよう事業者に働きかける。	87	16.2
ごみを多く出す人ほど多く負担するような公平なしくみとする。	56	10.4
リサイクルの仕組みを拡充し、増やすことでごみ量を減らせる仕組みを充実させる。	56	10.4
有料化による減量対策や費用対効果をきちんと説明する。	49	9.1
集めた手数料の使い道を明らかにする。	46	8.6
家庭だけでなく事業所へのごみ減量やリサイクルを働きかける。	41	7.6
ごみを出す人にとって便利なしくみにする。	31	5.8
一人ひとりが取り組めるごみ減量のメニューを示す。	22	4.1
無回答	19	3.5
区民に対する啓発や環境学習を徹底する。	16	3.0
その他	9	1.7
わからない	6	1.1
特になし	2	0.4

その他の意見

- ・ 介護中の高齢者がおり、紙おむつが一回に一袋です。介護でもお金もかかる中、そういうことも考慮のうえ取り組んでいただきたいです。
- ・ 今でも、自転車やテレビなど近所で不法投棄が増えています。有料化になり近所の人も手を付けようとしません。有料化が幅広くなれば、不法投棄はもっと増えると思います。
- ・ 区の業務の中で無駄な所や経費削減できる部分がないか検討していただき、それでもリサイクル事業にまわせる経費を捻出できないなら、区民に負担を伝えてリサイクル事業を進めるべきではないか。

6 多摩市の家庭ごみ有料化実施状況（平成22年12月1日現在）

市	開始年月	円／大袋1枚	市	開始年月	円／大袋1枚
八王子市	2004. 10	75円	東村山市	2002. 10	72円
武蔵野市	2004. 10	80円	福生市	2002. 4	60円
三鷹市	2009. 10	75円	狛江市	2005. 10	80円
青梅市	1998. 10	60円	清瀬市	2001. 6	40円
府中市	2010. 2	80円	多摩市	2008. 4	60円
昭島市	2002. 4	60円	稲城市	2004. 10	60円
調布市	2004. 4	84円	羽村市	2002. 10	60円
町田市	2005. 10	64円	あきる野市	2004. 4	60円
小金井市	2005. 8	80円	西東京市	2008. 1	60円
日野市	2000. 10	80円			

■ 大袋の大きさは市によって異なる

7 都道府県別市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（平成22年12月1日現在）

都道府県	市区町村数				有料化自治体数				有料化実施率			
	市区	町	村	合計	市区	町	村	合計	市区	町	村	合計
北海道	35	129	15	179	30	110	12	152	85.7%	85.3%	80.0%	84.9%
青森県	10	22	8	40	4	11	5	20	40.0%	50.0%	62.5%	50.0%
岩手県	13	16	5	34	1	0	0	1	7.7%	0.0%	0.0%	2.9%
秋田県	13	9	3	25	6	7	1	14	46.2%	77.8%	33.3%	56.0%
宮城県	13	21	1	35	2	0	0	2	15.4%	0.0%	0.0%	5.7%
山形県	13	19	3	35	11	16	3	30	84.6%	84.2%	100.0%	85.7%
福島県	13	31	15	59	2	16	10	28	15.4%	51.6%	66.7%	47.5%
茨城県	32	10	2	44	14	6	2	22	43.8%	60.0%	100.0%	50.0%
栃木県	14	13	－	27	6	7	－	13	42.9%	53.8%	－	48.1%
群馬県	12	15	8	35	2	11	8	21	16.7%	73.3%	100.0%	60.0%
埼玉県	40	23	1	64	3	6	0	9	7.5%	26.1%	0.0%	14.1%
千葉県	36	17	1	54	18	14	1	33	50.0%	82.4%	100.0%	61.1%
東京都	49	5	8	62	19	2	0	21	38.8%	40.0%	0.0%	33.9%
神奈川県	19	13	1	33	2	1	0	3	10.5%	7.7%	0.0%	9.1%
新潟県	20	6	4	30	16	3	3	22	80.0%	50.0%	75.0%	73.3%
富山県	10	4	1	15	8	2	0	10	80.0%	50.0%	0.0%	66.7%
石川県	10	9	－	19	7	8	－	15	70.0%	88.9%	－	78.9%
福井県	9	8	－	17	2	5	－	7	22.2%	62.5%	－	41.2%
山梨県	13	8	6	27	4	5	1	10	30.8%	62.5%	16.7%	37.0%
長野県	19	23	35	77	14	18	27	59	73.7%	78.2%	77.1%	76.6%
岐阜県	21	19	2	42	15	16	2	33	71.4%	84.2%	100.0%	78.6%
静岡県	23	12	－	35	10	6	－	16	43.5%	50.0%	－	45.7%
愛知県	37	18	2	57	12	8	2	22	32.4%	44.4%	100.0%	38.6%
三重県	14	15	－	29	5	2	－	7	35.7%	13.3%	－	24.1%
滋賀県	13	6	－	19	8	0	－	8	61.5%	0.0%	－	42.1%
京都府	15	10	1	26	8	5	1	14	53.3%	50.0%	100.0%	53.8%
大阪府	33	9	1	43	11	6	1	18	33.3%	66.7%	100.0%	41.9%
兵庫県	29	12	－	41	13	5	－	18	44.8%	41.7%	－	43.9%
奈良県	12	15	12	39	6	11	9	26	50.0%	73.3%	75.0%	66.7%
和歌山県	9	20	1	30	6	19	0	25	66.7%	95.0%	0.0%	83.3%
鳥取県	4	14	1	19	4	14	1	19	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
島根県	8	12	1	21	8	11	1	20	100.0%	91.7%	100.0%	95.2%
岡山県	15	10	2	27	12	7	2	21	80.0%	70.0%	100.0%	77.8%
広島県	14	9	－	23	6	5	－	11	42.9%	55.6%	－	47.8%
山口県	13	6	－	19	8	5	－	13	61.5%	83.3%	－	68.4%

徳島県	8	15	1	24	5	10	1	16	62.5%	66.7%	100.0%	66.7%
香川県	8	9	－	17	7	9	－	16	87.5%	100.0%	－	94.1%
愛媛県	11	9	－	20	8	9	－	17	72.7%	100.0%	－	85.0%
高知県	11	17	6	34	10	17	6	33	90.9%	100.0%	100.0%	97.1%
福岡県	28	30	2	60	27	28	2	57	96.4%	93.3%	100.0%	95.0%
佐賀県	10	10	－	20	10	10	－	20	100.0%	100.0%	－	100.0%
長崎県	13	8	－	21	12	7	－	19	92.3%	87.5%	－	90.5%
熊本県	14	23	8	45	13	15	5	33	92.9%	65.2%	62.5%	73.3%
大分県	14	3	1	18	12	3	0	15	85.7%	100.0%	0.0%	83.3%
宮崎県	9	14	3	26	5	8	1	14	55.6%	57.1%	33.3%	53.9%
鹿児島県	19	20	4	43	10	7	0	17	52.6%	35.0%	0.0%	39.5%
沖縄県	11	11	19	41	11	9	10	30	100.0%	81.8%	52.6%	73.2%
合計	809	757	184	1750	433	500	117	1050	53.5%	66.1%	63.6%	60.0%

- 表の有料化は、家庭系可燃ごみの定期収集・処理について市区町村に収入をもたらす従量制手数料を徴収すること、と定義した

【出典、出所、参考資料・ホームページ】

- 一般廃棄物有料化の手引き（環境省 平成19年6月）
- 荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書（平成22年9月）
- 他区審議会の有料化に関する資料
- 清掃事業に関する特別区長会検討資料（平成13年度～平成17年度）
- 『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国533都市アンケート調査結果と自治体事例の紹介ー』（㈱ライフデザイン研究所）
- 「全国都市家庭ごみ有料化状況の県別・市別集計（2006年10月現在）」『資源循環環境対策』第585号 2006年11月
- <http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/survey.html>（山谷修作ホームページ）